



Climbing Victory Mountain

The King's dream

勝山市国際交流員 デビット・ティアニー

みなさん明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

アメリカでももちろん新年を祝いますが、それ以上に私の好きな1月の祝日があります。それは1月の第3日曜日に指定されている前世紀半ばにアメリカでおきた公民運動の指導者マルチン・ルター・キング牧師の誕生日と生涯を祝う「キング牧師デー」です。

1863年にリンカーン大統領は奴隷解放宣言をしましたが、黒人に対する社会的差別はなくなりませんでした。特にアメリカ南部では黒人はバスの前の席に座れなかったり、白人しか利用できないレストランや公衆便所があったりしました。多くの学校も白人校と黒人校と分けられていました。選挙で投票する事も計画的に妨げられる場合もありました。

そんな不正にキング牧師は絶対に暴力を手段としないデモを用い、勇敢に立ち向かいました。その結果、公民運動はテレビを通し

て世界的注目を浴びるようになりました。やがて黒人に対する社会的差別は禁止され、黒人がより平等に暮らせるよう新しい法律も制定されました。

私が住んでいた町では、この日、公園で多くの家族連れや友達連れが集まります。おいしいにおいがする屋台がたくさん並び、公園の中央にあるステージではいろいろな黒人文化のパフォーマンスが行われます。公園はとてもにぎやかで愉快です。

昨年のキング牧師デーに私は公園の南西に位置するバスケットコートでストリートバスケットをしていました。気付くとそこには白人、黒人、黄色人、ラテン、アラブとさまざまな人種の男達がバスケットボールをしながら汗を流している。その時、キング牧師が一度演説で言われた言葉が思い出されました。

「私には夢がある。幼い黒人の少年少女たちが幼い白人の少年少女達とまるで兄弟姉妹のように手を取り合う日が来ることを。私には夢がある。」

アメリカにはまだまだ克服しなければいけない人種問題がたくさんあります。しかし、キング牧師の夢が着実に実現されつつあると、その日、私は確信しました。



キング牧師

平泉寺小学校が「全国学校体育優良校」表彰
平泉寺小学校は、「運動に親しみ、工夫して課題追及する子を育てる手だての工夫」を主題とした研究が評価され、「全国学校体育研究優良校」として文部科学省後援・財団法人学校体育研究会から表彰を受けました。この研究の実践活動では、運動により心も体も粘り強くたくましい子どもを育成する、新しい動きや記録を創り出すことで、運動に親しみと達成感を持たせる、諸先輩が築き上げた学校の伝統(得意分野)を受け継ぎ、児童各自が得意技を磨いて、誇りと自信に満ちた「杉の子」を育てるなどを、目標に掲げ、取り組んでいます。

この活動により、全校児童らの参加による6泊7日の宿泊体験活動では病気や怪我もなく全ての活動に参加できるなど、粘り強くたくましい児童に成長していることを裏付けました。また、「かちやまワッショイ」に向け、地元のかたの支援を受けて、全校挙げての創作踊りに取り組み、3年連続して入賞するなどの成果がありました。

これからも、住みよいまちづくりを目標に学校も積極的に参画し、地域で子どもを育てていく体制づくりに励みたいとのことです。



運動を通じて心も体も元気に!

学校で、地域で、がんばる子どもたち

三室小学校が「学校保健優良校」
文部科学大臣表彰



歯・口の健康づくりに取り組む児童ら

三室小学校は、平成13年度から2年間、福井県教育委員会などから「歯・口の健康づくり研究推進校」に指定され、地域を挙げて歯科保健中心の健康教育を実施しました。その後も、テーマを「歯・口」から「からだごと」に広げ、教育活動を推進しています。

しかし、近年、児童の生活習慣の乱れが全国的にみられることから、平成16、17年度は、「規則正しい生活習慣の形成」を核とした「保健学習と保健指導の充実」、「体力の向上」を3本柱に、家庭や地域とのつながりを持たせた実践活動を行ってきました。そして、このような健康教育活動が評価され、「学校保健優良校」の文部科学大臣表彰を受けました。

このような取り組みを続けることにより、児童らは、「より健康に過ごすために何をしたらいいか」を自ら考える姿勢が身につけてきています。

今後は、地域や学校とのつながりをさらに強化し、「みんなで考え、取り組む健康づくり」を進めていきたいとのことです。

～公的年金を受給されている65歳以上のみなさまへ～ 確定申告書作成説明会のお知らせ

平成16年度の税制改正において、65歳以上のかた(昭和16年1月1日以前に生まれたかた)の公的年金等控除の改正ならびに老年者控除が廃止されました。

公的年金だけの所得で「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で所得税の精算をすることになります。

上記に該当するかたを対象とした確定申告書作成説明会を大野税務署と共催で開催いたします。ぜひご利用ください。

- と き** 2月2日(木) 午前9時から午後4時まで
●対象地区 午前：元町・荒土町・昭和町
午後：鹿谷町・旭町・旭毛屋町
遅羽町
2月3日(金) 午前9時から午後4時まで
●対象地区 午前：立川町・本町・栄町・沢町
芳野町・平泉寺町・北谷町
村岡町
午後：北郷町・野向町・郡町・長山町・片瀬町・滝波町・猪野瀬
- ※混雑を避けるために地区別としますが、特に都合が悪い場合は都合の良い日程でご利用ください。
- ところ** 教育会館 3階第1研修室(エレベーター設置有り)

◎確定申告に必要なもの

- ①『公的年金等の源泉徴収票』(2か所以上の公的年金等の収入がある場合はすべての源泉徴収票。「年金改定通知書」や「振込みのお知らせ」では申告できませんのでご注意ください。)ご夫婦の場合は2名分
- ②国民健康保険税の領収書等、生命保険料や損害保険料の控除証明書
- ③認印・ボールペン等筆記用具・計算機・障害のあるかたは身体障害者手帳等
- ④預金通帳または金融機関名と口座番号(本人名義のもの)
- ⑤年金以外の所得がある場合、所得の計算に必要な書類

両日程ともご都合の悪いかたについては、下記の日程で市の申告書作成説明会を開催しますので、ご利用ください。

- と き** 2月 8日(水)
2月 9日(木) 時間はいずれも、午前9時～午後4時
2月10日(金)
- ところ** 教育会館 3階第1研修室

問 税務課(☎内線243)

国保年金だより

国民年金は、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、みんなで保険料を出し合い、支え合う制度です。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべてのかたが加入することは、法律上の義務です。

学生のみなさんも20歳になったら、必ず国民年金に加入しなければなりません。

**保険料を納められないときは…
「学生納付特例制度」を利用ください!**

学生のみなさんは、卒業後に後払いができる「学生納付特例制度」をご利用ください。

学生本人の前年の所得が基準額以下であるときは、届出申請をして承認されれば保険料の納付が猶予されます。

その他のかたで、収入の無いかたや、収入の少ないかたなどは、「全額免除」・「半額免除」や30歳未満のかたが対象になる「若年者納付猶予制度」に該当する場合がありますのでご相談ください。

20歳になったら国民年金
はたち

**公的年金の源泉徴収票が
交付されます。**

国民年金は、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、みんなで保険料を出し合い、支え合う制度です。日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべてのかたが加入することは、法律上の義務です。

学生のみなさんも20歳になったら、必ず国民年金に加入しなければなりません。

学生本人の前年の所得が基準額以下であるときは、届出申請をして承認されれば保険料の納付が猶予されます。

その他のかたで、収入の無いかたや、収入の少ないかたなどは、「全額免除」・「半額免除」や30歳未満のかたが対象になる「若年者納付猶予制度」に該当する場合がありますのでご相談ください。

○年金額の確認および年金の手続きについてのお問い合わせ先
福井社会保険事務所 (福井厚生年金会館裏) ☎0776-2311002
福井年金相談センター(福井放送会館ビル6階) ☎0776-214165
○国民年金、国民健康保険に関するお問い合わせ先
市民生活課国保年金グループ (☎内線257・2588)

2つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出しているかたや、年金以外に給与等の所得のあるかた、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超えるかたなどは、確定申告の際に添付書類として必要です。大切に保管してください。